

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

大和税務署では、消費税の軽減税率制度に関する説明会を下記のとおり開催いたします。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、いずれかの説明会に是非お越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【共催】大和税務署・公益社団法人 大和法人会・大和間税会

開催日	時間	開催場所	定員
令和元年7月22日(月)	いずれも 16:10~16:40	大和税務署 5階大会議室 (大和市中央 5-14-22)	40名
令和元年8月6日(火)			
令和元年8月7日(水)			
令和元年9月11日(水)			

○ 駐車場は限りがございますので、公共交通機関等をご利用ください。

○ 定員になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

お問合せ先（申込み先）

大和税務署 法人課税第1部門 電話 046-262-9411（代表）

※お電話の際は、自動音声案内に従って「2」を選択してください。